

---

プロジェクト **資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い**

項目 **第 155 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 155 回実務対応専門委員会（2023 年 2 月 27 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### 電子決済手段の測定に関する検討

2. 電子決済手段の期末時における評価については、要求払預金に準じて取り扱うという事務局提案に同意する。
3. 事務局の分析では、券面額と取得価額との間に差額がほぼ生じず、差額に重要性がないことを前提に、電子決済手段の取得時の測定を券面額で評価するとしている。仮に、期末時において貸倒引当金を計上する必要があるような、信用リスクに懸念がある電子決済手段を期中に取得した場合、取得時の測定を券面額で行うのか、又は前提が異なるため実務対応報告の範囲外として取り扱うのかについて、結論の背景等で理解できるように記載していただきたい。
4. 第 1 号電子決済手段及び第 2 号電子決済手段について、発行者が銀行等の場合の金銭の払戻しの履行を担保する措置として、自己資本比率規制や流動性比率規制に関して預金と同様と記載されているが、自己資本比率規制や流動性比率規制と預金保護は、直接的な関係はないと考えられる。電子決済手段の発行者が銀行の場合、自己資本比率規制や流動性比率規制により経営の健全性が担保されるため、間接的に金銭の払戻しが確保されているということであれば、記載の仕方を工夫する必要があると考える。

### 実務対応報告公開草案（本文）の文案の検討

#### （期末時の保有の会計処理）

5. 電子決済手段の貸倒引当金の計上要否に関して、預金と似た性質であると考えれば、預金は期間が短期であるためその時価は、基本的には帳簿価額で評価されることになること

考えられていること、及び社債の信用リスクの検討と異なり、金融機関に対する貸倒れの発生可能性は極めて低いと考えられる。したがって、貸倒引当金の計上について記載する必要はないと考える。

6. 預金に貸倒引当金を計上するという実務は一般的ではないため、電子決済手段の貸倒見積高を預金に準じて取り扱うと記載した場合、理解が難しいと考える。結論の背景において、電子決済手段は預金と同程度に、貸倒リスクが低いと記載することが望ましいと考える。
7. 電子決済手段の貸倒引当金の計上に関する記載については、電子決済手段全体にリスクがあるためではなく、外貨預金を利用したスキーム等、電子決済手段の種類や発行者によっては、供託が行われず、預金保険でカバーされない場合が想定されるためである旨を、結論の背景に記載した方が良いと考える。
8. 電子決済手段の貸倒引当金の計上については、貸倒リスクが非常に低いと整理していることもあり、本文に記載するのではなく、結論の背景に記載するという方法でも良いと考える。

#### **(外国電子決済手段の電子決済手段等取引業者の会計処理)**

9. 外国電子決済手段の発行者が債務の履行等を行うことが困難となった場合や、その他外国電子決済手段の価値が著しく減少した場合、電子決済手段取引業者は、利用者から債務の履行等が行われることとされている金額と同額で、買取りを行う義務があると理解している。この買取義務について負債に計上する必要があるのか確認したい。

#### **(用語)**

10. 発行者の会計処理について、文案で、債務額と券面額の両方が使用されているため、表現の見直しを検討する必要があると考える。
11. 事務ガイドライン案の用語を使用して券面額という用語を使うことに賛同する。その場合、券面額の定義があると理解しやすいと考える。

#### **(その他)**

12. 外貨建電子決済手段に係る会計処理については、具体的な会計処理を記載しているのに対し、注記事項については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の定めに基づくと記載しているため、記載方法を統一することも検討してはどうかと考える。

以上